

鹿沼市介護予防ホームヘルプサービス(独自) サービスコード表 令和6年4月報酬改定版

鹿沼市

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
A2 1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176 単位		1.176	1月につき	
A2 2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合	39 単位	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349 単位		2,349	1月につき	
A2 2211	訪問型独自サービス12日割			日割の場合	77 単位	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727 単位		3,727	1月につき	
A2 2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合	123単位	123	1日につき
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算		
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算		
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 単位加算	100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 137/1000加算	1月につき	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 100/1000加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000加算		
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 63/1000加算		
A2 6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 42/1000加算		
A2 6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算		

鹿沼市介護予防デイサービス(独自) サービスコード表 令和6年4月報酬改定版

鹿沼市

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	日割の場合	1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割							59 単位
A6 1121	通所型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,621 単位	日割の場合	3,621	1月につき	
A6 1122	通所型独自サービス12日割							119 単位
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割の場合	18 単位減算	-18	1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割					1 単位減算	-1	1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12					36 単位減算	-36	1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					1 単位減算	-1	1日につき
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	日割の場合	18 単位減算	-18	1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割					1 単位減算	-1	1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12					36 単位減算	-36	1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割					1 単位減算	-1	1日につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割					所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	-376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			要支援2		752 単位減算	-752	1月につき
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	-47	片道につき
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100	1月につき
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240	1月につき
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50	1月につき
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200	1月につき
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算			(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150	1月につき
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ				(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160	1月につき
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480	1月につき
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	1月につき
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			要支援2		176 単位加算	176	1月につき
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅠ			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	1月につき
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅡⅡ			要支援2		144 単位加算	144	1月につき
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅠ			(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	1月につき
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算ⅢⅡ			要支援2		48 単位加算	48	1月につき
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100	1回につき
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	1回につき
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20	1回につき
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5	1回につき
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000加算		1月につき
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000加算		1月につき
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000加算		1月につき
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000加算		1月につき
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000加算		1月につき
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 11/1000加算		1月につき

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位			
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき			
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超							59 単位	41	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス12・定超							3,621 単位	2,535	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超							119 単位	83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位			
A6 9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき			
A6 9002	通所型独自サービス11日割・欠							59 単位	41	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス12・欠							3,621 単位	2,535	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス12日割・欠							119 単位	83	1日につき

介護予防ケアマネジメント サービスコード表 令和6年4月報酬改定版

鹿沼市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位			
種類	項目										
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5 442 単位					442 単位	1月につき		
				高齢者虐待防止措置未実施減算				438 単位		438	
				4 単位減算		業務継続計画未策定減算		4 単位減算		434 単位	434
				業務継続計画未策定減算		4 単位減算		438 単位		438	
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算				300 単位加算	300			
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算				300 単位加算	300			